

本田上自治会規約

令和5年4月29日

本田上自治会

本田上自治会規約

(名称、組織及び事務所)

第1条 本会は、本田上自治会と称し、本田上区域内に居住する住民を会員として組織し、事務所を会長宅に置く。

2 本会の区域は別表1のとおりとする。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と福祉の増進を図るとともに、明るい環境づくりを推進し、本会の発展を期することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 市と会員との連絡に関する事。
- (2) 区画整理記念館（以下、「記念館」とする。）及び淡嶋神社の管理運営に関する事。
- (3) 防犯、防火、防災対策及び災害救助、被災者支援等の諸活動に関する事。
- (4) 会員の親睦を図るためのレクリエーション、健康増進等の諸活動に関する事。
- (5) その他本会の目的達成のため必要な事業。

(会員の資格)

第4条 会員は転入の日から資格を取得し、転出の翌日から資格を失う。

2 新規に会員になろうとする者、または、転出する者は会長に届け出するものとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く

- | | | |
|--------|-----------|------|
| (1) 会 | 長 | 1名 |
| (2) 副 | 会 長 | 2名 |
| (3) 理 | 事 | 若干名 |
| (4) 会 | 計 | 2名 |
| (5) 監 | 事 | 2名 |
| (6) ブ | ロ ッ ク 長 | 6名 |
| (7) 班 | 長 | 各班1名 |
| (8) 氏 | 子 総 代 | 2名 |
| (9) 農 | 協 支 部 長 | 1名 |
| (10) 淡 | 嶋 神 社 役 員 | 若干名 |

第6条 役員を選出は、次のとおりとする。

(1) 会長、副会長は、会員の中から選出する。

- (2) 理事は、会員の中から選出する。
 - (3) 会計は、理事の中から選出する。
 - (4) 監事は、班長の中から選出する。
 - (5) ブロック長は、各ブロックの班長の中から選出する。
 - (6) 班長は、班の中から選出する。
 - (7) 氏子総代は、会員の中から選出する。
 - (8) 農協支部長は、農協組合員の中から選出する。
 - (9) 淡嶋神社役員は、会長、副会長、理事の中から選出する。
- 2 役員任期は2年とし、補欠役員は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。なお、ブロック長及び班長は1年とする。
 - 3 役員は、その任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(役員職務)

第7条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 理事は、会長の命を受け、本会の会務の企画・運営等にあたる。
- (4) 会計は本会の会計を行う。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。
- (6) ブロック長は、各ブロックの班長の意思を総括し、本会の連絡その他必要な職務にあたる。
- (7) 班長は、本会との連絡その他必要な職務にあたる。
- (8) 氏子総代は、香取神社に関する職務にあたる。
- (9) 農協支部長は、農協組合員の連絡その他必要な職務にあたる。
- (10) 淡嶋神社の役員は、淡嶋神社の護持・管理にあたる。

(顧問)

第8条 会長は必要あると認めるときは、理事会の議決を経て顧問を置くことができる。

(会議)

- 第9条 本会の会議は、総会、理事会、班長会とし、必要に応じて会長が招集する。ただし、総会は会員の過半数の出席をもって成立する。議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 2 欠席者は、委任状の提出により出席とみなす。

- 3 総会は、年度終了後、原則として2ヶ月以内に通常総会を行う。ただし、必要に応じ臨時総会を行うことができる。
- 4 理事会は、毎月開催し、会務の企画・運営について審議する。
- 5 班長会は、毎月開催し、会務の運営等の案件を審議する。

(事業部)

第10条 本会の事業執行にあたり、次の部を設ける。
部の事業内容は、別に定める。

- (1) 総務部
- (2) 防災・防犯部
- (3) 厚生部
- (4) 文化部
- (5) 保健・体育部

2 前項の各部に正副部長及び部員を置く。正副部長は、当該部内に属する役員の中から互選する。部員は、正副会長を除く役員及び役員から推薦のあった会員とし、会長が委嘱する。

(会計)

第11条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって当てる。

- 2 会費は1世帯当たり月額350円（自治会費250円・維持費100円）とする。
- 3 新たに本会に加入した者は、入会金を納付しなければならない。入会金の額は別に定める。
- 4 会員の資格を喪失したときは、会費・入会金の払い戻しはしない。また、共有資産の権利を放棄したものとする。
- 5 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

(弔慰金・見舞金)

第12条 弔慰金及び見舞金については別に定める。

(帳簿)

第13条 本会に次の帳簿を備えるものとする。会員から帳簿の開示請求があった場合は、当該帳簿を開示する。ただし、個人に関する情報を除く。

- (1) 会員及び役員名簿
- (2) 会費徴収台帳
- (3) 金銭出納帳及び領収書類
- (4) その他必要書類

(記念館)

第14条 記念館の使用規定は別に定める。

(淡嶋神社)

第15条 淡嶋神社は別会計とし、規約等は別に定める。

(積立金)

第16条 記念館の改築等の費用に充てるため、予算の範囲内において積立を行う。

(財産)

第17条 本会で保有する財産は別表2のとおりとする。

(規約の改正)

第18条 本規約の改正は、総会において議決するものとする。

2 本規約に定めなき事項については、理事会の議決によるものとする。

附 則 1 この規約は、昭和63年度の総会の日から施行する。

2 昭和64年度の役員の任期については1年とする。

附 則 この規約は、平成2年4月 1日から施行する。

附 則 この規約は、平成4年1月27日から施行する。

附 則 この規約は、平成6年1月30日から施行する。

附 則 この規約は、平成8年1月28日から施行する。

附 則 この規約は、平成9年1月26日から施行する。

附 則 この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

細 則

1. 事業部の事業は次のとおりとする。
 - (1) 総務部
 - 1) 諸施設及び本会所有備品等の管理（他部に管理するものを除く）に関する事
 - 2) 赤十字、赤い羽根その他の公共の寄付行為等に関する事
 - 3) 公共分担費等に関する事
 - 4) 会議の開催に関する事
 - 5) 広報紙の企画・編集・発行に関する事
 - 6) 会員名簿の作成に関する事
 - 7) 関係機関・団体との連絡調整に関する事
 - 8) 本会の事業運営に関する調査・研究に関する事
 - 9) その他、他の部に属さない事項に関する事
 - (2) 防災・防犯部
 - 1) 防災・防犯活動の企画・実施に関する事
 - 2) 防災組織、備品の管理・運営に関する事
 - 3) 災害救援活動、被災者支援活動に関する事
 - 4) 防災・防犯に関する市及び関係機関・団体との連絡調整に関する事
 - 5) その他区域内の防災・防犯に関する事
 - (3) 厚生部
 - 1) 敬老事業等の企画・実施に関する事
 - 2) 児童（子供会）・青少年の育成及び子育て支援活動、高齢者の生きがいづくり活動等の支援に関する事
 - 3) その他本田上区域内の住民の福祉に関する事
 - (4) 文化部
 - 1) 納涼祭事業の企画・実施に関する事
 - 2) 地域の文化・芸術振興に関する事
 - (5) 保健・体育部
 - 1) 健康増進、スポーツ振興に関する企画・実施に関する事
 - 2) 地域の健康増進等の啓発に関する事
 - 3) 保健・体育に関する市及び関係機関・団体との連絡調整に関する事
2. 入会金は、3,000円とする。
3. 弔慰金については、会員及び会員の家族（同居のみ）

3,000円
自治会役員及び自治会役員の家族（同居のみ）
5,000円

4. 見舞金については、災害見舞金のみとし、その都度理事会で協議するものとする。ただし、基準は次のとおりとする。
- | | |
|------|--------|
| 全焼全壊 | 5,000円 |
| 半焼半壊 | 3,000円 |

附 則 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、令和5年年4月29日から施行する。

別 表 1

本田上自治会の区域は次のとおりとする。

| 大 字 | 地 番 |
|--------|--|
| 藤 塚 | 338～351 |
| | 381～382 |
| | 391～423 (402～404 を除く) |
| | 430～431 |
| | 436～445 (438・439 を除く) |
| | 553～595 (576・578・581・ 582・589 を除く) |
| | 601～756 (605・613 の一部・624・644 657 を除く) |
| | 2357～2390 (2371 を除く) |
| | 本田町1丁目 |
| 本田町2丁目 | 1～276 |

別 表 2

土 地

| | |
|-----|-------------------------|
| 所 在 | 春日部市本田町2丁目 |
| 地 番 | 227番 |
| 地 目 | 宅地 |
| 地 積 | 1,145.00 m ² |

建 物

| | |
|-------|---|
| 所 在 | 春日部市本田町2丁目227番地 |
| 種 類 | 集会所 |
| 構 造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根二階建 |
| 床 面 積 | 一階 262.08 m ² 二階 210.24 m ² |

記念館使用規定

- 休 館 日
第1・第3月曜日（ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 使 用 規 定
 1. 当記念館の、施設または備品に損傷を与えないこと。もし、き損したときは、すみやかに会長または管理人へ申し出ること。
(実費負担をしていただくこともあります。)
 2. 茶器等の器具・会議用机・椅子その他の備品を使用した場合は、所定の位置に片付け掃除をすること。
 3. 営利を目的とする場合や、特定の政治及び宗教活動に使用してはならない。
 4. 秩序、風俗を乱すようなことはしないこと。
 5. 使用後は、電気・火気・戸締まり等充分確認のうえ災害の生じないようにすること。
 6. 使用者が出した、紙屑・空き缶・あきびん等その他のゴミ類は、全部持ち帰ること。
 7. 使用者は、上記条件を守らない時は次回の使用を認めない場合があります。

○使用料金

| 区 分 | | 午前 (9:00~12:00) | 午後 (1:00~5:00) | 夜間 (5:00~9:00) | |
|--------------|-------------|---|----------------|----------------|---------|
| 使用 料 金 | 区 域 内 | 大会議室 | 1,000 円 | 1,000 円 | 1,000 円 |
| | | 小会議室 | 500 円 | 500 円 | 500 円 |
| | | 和 室 | 500 円 | 500 円 | 500 円 |
| | 区 域 外 | 大会議室 | 2,000 円 | 2,000 円 | 2,000 円 |
| | | 小会議室 | 1,000 円 | 1,000 円 | 1,000 円 |
| | | 和 室 | 1,000 円 | 1,000 円 | 1,000 円 |
| テーブル・椅子貸出料 | | テーブル5台までは500円、1台増す毎に100円追加。 椅子は1台につき100円 | | | |
| テント貸出料 | | 区域外のみ 1張につき2,000円 | | | |

★区域内区域外混合使用は、区域外使用と見なす。